

真岡市保育料表（３号認定子ども）

階層	階層区分		０～２歳児	
			保育標準時間	保育短時間
			保育料（円）	保育料（円）
１	生活保護世帯		０円	０円
２	市民税非課税世帯		０円	０円
３	市民税所得割額	48,600円未満	11,000円	10,800円
４		72,800円未満	16,000円	15,700円
５		97,000円未満	21,000円	20,600円
６		133,000円未満	25,000円	24,500円
７		169,000円未満	33,000円	32,400円
８		235,000円未満	37,000円	36,300円
９		301,000円未満	41,000円	40,300円
10		397,000円未満	48,000円	47,100円
11		464,600円未満	50,000円	49,100円
12		464,600円以上	65,000円	63,800円

◆ 備 考

- 市民税所得割額とは、地方税法に適用がある、住宅取得控除、寄付金控除、配当控除及び外国税額控除を差し引く前の額とします。
- ３～１２階層までに属する世帯のうち、同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している兄又は姉を１人有する場合の保育料は半額とし、２人以上有する場合の保育料は０円とします。
- ２の同時入所要件に該当しない場合でも、２人以上の児童を現に育てている３階層から４階層の一部（市民税所得割額57,700円未満）の世帯の保育料については、第２子は半額とし、第３子以降は無料とします。
- ３～５階層の一部（市民税所得割額77,101円未満）のひとり親世帯等の保育料については、第１子は5,000円とし、第２子以降は無料とします。
- ４階層の一部（市民税所得割額57,700円以上）から１２階層に属する世帯のうち、１８歳未満の児童を現に２人以上育てている場合には、「第２子以降保育料等免除事業」により、第２子以降の保育料は無料とします。ただし、申請が必要となります。

※ 祖父母が同居し生計を一にしている場合、両親の収入で十分生計を立てていけるだけの経済力があれば祖父母の収入は加算しません。しかし、両親の収入で十分生計を立てていけない時は、その家庭の主宰者（最高収入または最高納税者）の収入を加算します。

※ 年度途中に満３歳（２号認定）になった児童でも、０～２歳児の保育料が適用になります。

※ ３～５歳児（１号・２号）の保育料は、幼児教育・保育無償化により０円となります。